

# KINKIDAIGAKU HŌGAKU

## KINDAI UNIVERSITY LAW REVIEW

July 2017

Vol. 65

No. 1

### Contents

#### Article

A Study on Prof. Hiroshi Tamiya's Theory of Criminal Procedure  
.....Kana Sasakura, Norio Tsujimoto,  
Manabu Nankawa and Daisuke Midori ( 1 )

#### Lectures

Was Deutsche Rechtsgeschichte uns noch lehrt  
.....Itaru Inamoto ( 77 )

Risk Assessment from a Legislative Perspective:  
The Relationship between Characteristics of Laws  
and Policies and the Concept of Risk in Various Countries  
.....Takenori Mishiba (103)

Guidelines for Manuscript Submission to Kindai University Law Review

THE LAW SOCIETY  
OF  
KINDAI UNIVERSITY



近畿大学

OSAKA JAPAN

ISSN 0916-4537

# 近畿大学法学

第65巻 第1号

### 論 説

田宮裕博士と刑事訴訟法理論  
.....笹倉香奈/辻本典央/南川 学/緑 大輔 ( 1 )

### 講 演 録

西洋（ドイツ）法制史研究から見えてくること  
——北ドイツ中世都市法研究——  
.....稲 元 格 ( 77 )

Risk Assessment from a Legislative Perspective:  
The Relationship between Characteristics of Laws  
and Policies and the Concept of Risk in Various Countries  
(法制度的側面からみたリスク・アセスメント  
——諸外国の法政策の特徴とリスク概念の関係——)  
.....三 柴 丈 典 (103)

近畿大学法学投稿規程

近畿大学法学会

(通巻第179号)

近  
畿  
大  
学  
法  
学  
会

近  
畿  
大  
学  
法  
学

第  
六  
十  
五  
巻  
第  
一  
号

二  
〇  
一  
七  
年  
七  
月

第64巻 第2号 (通巻第177号) 目次

論 説

アメリカにおける議会調査権の権力分立的限界  
—Lynch 判決に見る行政特権の適用性と司法審査の課題—  
……………土屋孝次

判 例 研 究

1. 同時傷害の特例を定めた刑法207条の法意  
2. 共犯関係にない二人以上の暴行による傷害致死の事案  
においていずれかの暴行と死亡との間の因果関係が肯定  
された場合と刑法207条の適用の可否  
(最三決平成28年3月24日刑集70巻3号1頁)  
……………金子博

翻 訳

ヴェルナー・ボイルケ著『ドイツ刑事訴訟法』(8・完)  
……………(訳)加藤克佳・辻本典央

ディーター・メディクス、イエンス・ペーターセン著  
『ドイツ民法の基礎知識  
—請求権根拠に関する基本書—』(4・完)  
……………(訳)大川謙蔵・西内祐介

第64巻 第3・4号 (通巻第178号) 目次

論 説

平野龍一理論と刑事訴訟法  
……………辻本典央／野田隼人／緑大輔  
南川学／京明

利益相反構造のある二段階買収における公正な価格  
—ジュピターテレコム(JCOM)事件  
最高裁決定などについての検討—  
……………伊藤吉洋

翻 訳

ヴェルナー・ボイルケ著  
刑事手続上の合意への弁護人の関与  
—その法的地位からの帰結—  
……………加藤克佳／辻本典央

執筆者紹介 (掲載順)

笹倉香奈 (甲南大学法学部教授)  
辻本典央 (近畿大学法学部法律学科教授)  
南川学 (弁護士, 千葉県弁護士会)  
緑大輔 (一橋大学大学院法学研究科准教授)  
稲元格 (近畿大学名誉教授)  
三柴丈典 (近畿大学法学部法律学科教授)

編集委員

委員長 諏訪野 大宏  
委員 神田 宏穂  
委員 田中美穂  
委員 ハイゼンガ・ショーン  
委員 福田 健太郎  
委員 西谷 斉

2017年7月20日 印刷

2017年7月30日 発行

編集人 近畿大学法学会

印刷所 近畿大学 管理部用度課  
(出版印刷)

近畿大学法学部内  
発行所 近畿大学法学会  
東大阪市小若江3丁目4-1  
電話(06)4307-3041  
郵便番号 577-8502

## 近畿大学法学投稿規程

- 第1条 近畿大学法学は、近畿大学法学部および法学研究科における研究または教育の成果を発表する研究紀要である。
- 第2条 近畿大学法学は年4回発行する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 第3条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表の原稿は、この限りでない。
- 第4条 投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、判例研究・事例研究、翻訳、書評、資料およびその他編集委員会が適当と認めたものとする。
- 第5条 投稿原稿の掲載の可否は、編集委員会が決定する。
- 第6条 近畿大学法学に投稿できる者は、以下の各号に掲げる者とする。
- 1 本学法学部または本学大学院法学研究科の授業を担当する教員。
  - 2 本学大学院法学研究科博士後期課程に在籍する者。ただし、指導教員の推薦および全体会議の承認を必要とする。
  - 3 編集委員会が妥当であると判断し、全体会議で承認された者。
- 第7条 近畿大学法学に掲載される原稿の著作権は、著作者に帰属する。ただし、著作者は、当該原稿に係る複製権、公衆送信権および譲渡権の許諾を近畿大学法学会に与えるものとする。また、著作者は、近畿大学法学会が当該原稿の電子化・公開を委託する機関に対して、公衆送信権および複製権の許諾を与えるものとする。
- 第8条 近畿大学法学の編集は、編集委員会が担当する。編集に関わる事項については、上記投稿規程を踏まえ、編集委員会が別に定める。

附則 本規程は、2015年4月1日から施行する。

---

投稿・編集に関する問い合わせ先：editor@jus.kindai.ac.jp（編集委員会宛て）